（第二版）　（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十五年十二月十七日（火曜日）　臺灣日日新報　第一万四千六百四十四號

臺灣新民報 夕刊

十二月十六日
印刷人兼發行人 山上作藏
臺北市表町二丁目一番地
臺灣日日新報社印刷所
臺灣日日新報社發行所

濃厚ラタン油状
ビタポリン
台北勝田本店

臣道實踐普く顯揚
第一回中央協力會議
けふ嚴かに開かる

【東京十五日發同盟】臣道實踐の實を擧げ一億擧國一體の新日本の國民組織たらしむべく大政翼贊會發會以來の諸般の準備を進めつゝあるが、愈〻來る廿一日を以て第一回中央協力會議を開催することゝなつた、前十時より本部常會を開き三條大會議室に於て開催、本部關係者、各道府縣代表十四名、各府縣代表十四名、合計五十六名の大會議である、尚ほ當日は午前十時より本部常會を開き三條の

職分奉公の誠を效し 惟神の大道を顯揚

一億民擧って翼贊へ

【東京十五日發情報】十四日發表された「政府並に翼贊會は臣道實踐の精神を基調として國民が奉公の誠を效し其の職域に於て最善を盡すべき事を期待し之が實踐を翼贊し出來つたもので翼贊會の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事」

一、政府は翼贊會の綱領に則り翼贊會の運營に關し其の自主性を尊重し之が圓滿なる發展を期待する事

二、翼贊會は政府と表裏一體協力の關係に立つ政府の經營方針に關するものでかゝる事項に關しては政府の諮詢に應じ又は自ら進んで意見を具申する事

三、政治に關與せず、高度國防國家體制の確立に關する國民の總意を把握し之が實現を期する事

四、翼贊會は政府の經濟計畫に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

四十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

四十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

四十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

四十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

四十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

四十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

四十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

四十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

四十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

四十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

五十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

五十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

五十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

五十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

五十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

五十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

五十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

五十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

五十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

五十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

六十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

六十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

六十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

六十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

六十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

六十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

六十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

六十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

六十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

六十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

七十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

七十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

七十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

七十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

七十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

七十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

七十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

七十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

七十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

七十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

八十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

八十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

八十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

八十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

八十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

八十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

八十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

八十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

八十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

八十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

九十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

九十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

九十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

九十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

九十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

九十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

九十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

九十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

九十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

九十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百二十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百二十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百二十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百二十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百二十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百二十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百二十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百二十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百二十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百二十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百三十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百三十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百三十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百三十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百三十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百三十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百三十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百三十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百三十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百三十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百四十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百四十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百四十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百四十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百四十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百四十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百四十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百四十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百四十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百四十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百五十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百五十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百五十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百五十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百五十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百五十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百五十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百五十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百五十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百五十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百六十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百六十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百六十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百六十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百六十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百六十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百六十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百六十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百六十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百六十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百七十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百七十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百七十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百七十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百七十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百七十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百七十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百七十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百七十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百七十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百八十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百八十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百八十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百八十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百八十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百八十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百八十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百八十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百八十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百八十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百九十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百九十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百九十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百九十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百九十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百九十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百九十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百九十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

百九十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

百九十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百二十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百二十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百二十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百二十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百二十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百二十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百二十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百二十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百二十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百二十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百三十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百三十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百三十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百三十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百三十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百三十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百三十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百三十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百三十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百三十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百四十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百四十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百四十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百四十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百四十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百四十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百四十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百四十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百四十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百四十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百五十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百五十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百五十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百五十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百五十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百五十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百五十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百五十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百五十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百五十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百六十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百六十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百六十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百六十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百六十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百六十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百六十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百六十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百六十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百六十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百七十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百七十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百七十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百七十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百七十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百七十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百七十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百七十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百七十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百七十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百八十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百八十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百八十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百八十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百八十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百八十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百八十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百八十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百八十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百八十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百九十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百九十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百九十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百九十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百九十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百九十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百九十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百九十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

二百九十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

二百九十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百二十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百二十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百二十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百二十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百二十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百二十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百二十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百二十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百二十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百二十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百三十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百三十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百三十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百三十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百三十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百三十五、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百三十六、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百三十七、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百三十八、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百三十九、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百四十、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百四十一、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百四十二、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し意見を具申する事

三百四十三、翼贊會は國民組織の指導に關し政府と緊密なる連絡を保つ事

三百四十四、翼贊會は國民組織の指導に關し其の總合調整を圖る爲め必要なる場合には政府に對し

家庭

愛兒指導
上級學校を望まぬ子
向學心を起させるには？

東京女高師附屬
愛敬幼稚園部　田中寛一

問　千住の將來に就て良い指導方法を御教示下さるやう御願ひ申上ます。十五歳の一人息子を持つ母ですが、本人は女子師範部内の某高等女學校の二年生で、學業もよく極めて健康で快活な性質である。私の家は食料品屋ですが、本人は小學校時代よりあまり學業を好みませんし、萬一の時には家業を繼がせるために、一旦つぶ學校へ入れましたが其の中に學業に就する念に申しませうか御心ぐるが出て來て、上級學校へ進學するやうになることを願望してゐるのですが、また自ら進んで勉強しようとする傾向は見えません。

自分で學校をもつた學校や實業學校の卒業生は、學歴に負けますが、學校の成績は中或は其れ以下になります時があります。學歴は好みません。其の學がありましたら、戸外に出て働きたい位です。

答　御令嬢の學業に對する御心配し迄もなく、今後個人競爭の社會は如何に進歩しゆきますか、目下の經濟界の狀態、學歴偏重の弊害に鑑みて、上級學校の卒業生でもあまりに學歴を鼻にかけ、學歴に負けて、學校の成績は中或は其れ以下になります時があります。學歴は好みません。其の學がありましたら、戸外に出て働きたい位です。

御令嬢の學業に對する御心配し迄もなく、今後個人競爭の社會は如何に進歩しゆきますか、目下の經濟界の狀態、學歴偏重の弊害に鑑みて、上級學校の卒業生でもあまりに學歴を鼻にかけ、學歴に負けて、學校の成績は中或は其れ以下になります時があります。學歴は好みません。其の學がありましたら、戸外に出て働きたい位です。

情熱と方法

岡田槇子

人中に出ると、私は自由に口がきけない。話しかりといふよりでもなく、話しかるやうな年でもないのだが話せるに何處か發展なのだらうと思ふ。

ここに發音は當たなので、ゆゝ

赤ちやんの衣服

代用品を工夫しませう

日本女子大學校
家事科講師　氏家壽子

るものとしてフの駝ネル或は綿の洋服地で駝ネルに似た縫方の柔かなものなどに限つて、二枚合せて縫つて縫ひ目のないふ駝ネルに近い織物のあるものが出來ます。駝織ところどころおくる、駝織しもくづれません。目的にして

健康増強

八目鰻の精分を絞取つて精製した……搾り種の強壯劑！

のむだけで驚ろく吸收され、ビタミンを補ひ體質になり體力が增强する。體の疲勞がホトヽ驚異的に恢復する。

キヽメと服みよさの實驗に

試藥呈送

百錢ノ切手ニ本品ヲ配入上記本舗ヘ御申越次第ヤツメホルゲン一日分ト說明書ヲ無代發呈シマス

455錠入	1.50
1055錠入	3.00
3000錠入	8.00
10000錠入用	25.00 50.00

▼各藥店にある品目の藥は本舗へ直接御註文下さい。

▼代金引換は電話となりましたから御手數でも振替貯金で御送金願ます

東京市四谷區新宿二丁目十二番地
振替東京　番　あ七七番
電話四谷五四七三・四九二八番

やつめホルゲン本舗

ヘルるま染りさつあ

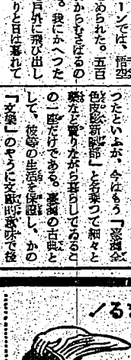

◎全國藥店に有り

●頭痛にノーシン●

至極手輕に　副流效すとも
美く發る。機、效を消さず保ら
日本室、洋裝何れにもピタリ服裝と髮毛劑

頑熱の秋です・漆もは身嗜みでそ

うよべ食を 良心圓

トツケスビ

○元來ビスケットは戰時の保存食・携帶食とし工夫されたものです
○だから安くて・うまくて・その上榮養の點では一番優れてゐる者です
○ビスケットは食糧新體制下に於ける國民食です

森永ビスケットは
○必要な時迄永く保存出來ます
○使用用途や生活環境に依つて合理的に種類が分けてあります
○榮養の點からも科學的合成食として農產物を生かして造られました

森永ビスケット

十回よりう・森永製菓株式會社

●高級美容液「ノニイ」新荷着
臺北市榮町　臺日運動用品

胃酸過多・胃潰瘍に
錠ンザモルノ

◇こんな場合◇
食後に胸がやける。心窩部にもたれ感があり、重苦しい。酸氣が出る、生水がこみ上げる。空腹時に胃が痛む。

右の樣な症狀があつたら胃酸過多症に陷つたものとみるべきで、こんな場合單に胃酸を中和して一時的に症狀を抑へる治療劑では到底徹底的の治療効果は期待し得ません。

病原に作用する
最新の治療劑

胃酸に荒された胃壁を保護すること、亢まつた胃液の分泌を抑制すること、余分な胃酸を吸收すること……この三作用が營まれて始めて原因的の治療効果が得られるわけです。ノルモザン錠は主劑分珪酸アルミニウムの作用により右の効果を發揮する習慣性のない最新の治療劑として廣んに賞用されます。

能効
胃酸過多、胃潰瘍、噯氣、胸やけ、生水、溜飮、胃カタル、胃痛、便秘、惡醉、宿醉、船暈、車暈に。

一日分(五〇錠)七日分(一圓)十五日分(二圓)
一月分(三圓五〇)二月分(五圓)藥店にもあり。

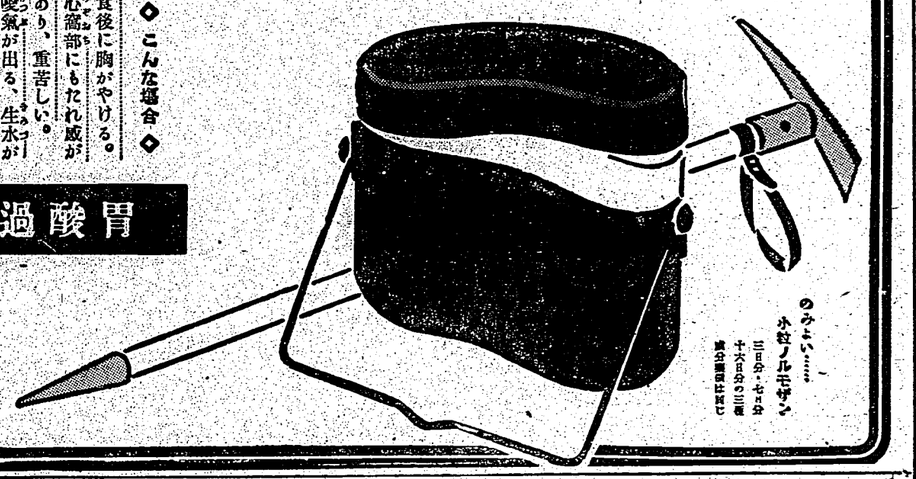

発賣元　大阪市道修町　武田長兵衛商店
關東代理店　東京市　小西新兵衛商店

武田發賣品

40(1)833

うなに夫丈が歯 慣習いよの夜

寢る前には齒を磨く事

●齒は中は口を開かせない齒の隙間や齒に少しでも齒の殘滓があると、醱酵して酸を出し、これが口中細菌の作用と相俟つて齒を蝕べき齒質を溶り出すのです。

●從つて齒質を硬化に變質するには夜寢る前に齒を磨くのが一番よく、この時この齒の隙間の殘滓となる口中の殘物、細菌を洗く除去して口腔外に排出させる科學的齒磨をもつライオン齒磨を御使用になれば理想的に一度に一度まで。

●丈夫な齒は健康の證です。どなたに限らず齒に齒を磨く良習慣を是非おつけ下さい。

ライオン齒磨本舗

16—191

今日此頃

今日此頃みるくあぶるくには、お冷をつけて下さい。髮が女茶をになります。ランランは泉油ん特に注意を拂つて作つて居ります。白もをりくゝ研究を重ねて居ります。「好みの高い」ことが今日でも變らぬランランの足許です。

クッキンランラ

家庭

愛兒指導
上級學校を望まぬ子
向學心を起させるには？

東京女高師附屬
愛敬幼稚園部　田中寛一

問　千住の將來に就て良い指導方法を御教示下さるやう御願ひ申上ます。十五歳の一人息子を持つ母ですが、本人は女子師範部内の某高等女學校の二年生で、學業もよく極めて健康で快活な性質である。私の家は食料品屋ですが、本人は小學校時代よりあまり學業を好みませんし、萬一の時には家業を繼がせるために、一旦つぶ學校へ入れましたが其の中に學業に就する念に申しませうか御心ぐるが出て來て、上級學校へ進學するやうになることを願望してゐるのですが、また自ら進んで勉強しようとする傾向は見えません。

自分で學校をもつた學校や實業學校の卒業生は、學歴に負けますが、學校の成績は中或は其れ以下になります時があります。學歴は好みません。其の學がありましたら、戸外に出て働きたい位です。

答　御令嬢の學業に對する御心配し迄もなく、今後個人競爭の社會は如何に進歩しゆきますか、目下の經濟界の狀態、學歴偏重の弊害に鑑みて、上級學校の卒業生でもあまりに學歴を鼻にかけ、學歴に負けて、學校の成績は中或は其れ以下になります時があります。學歴は好みません。其の學がありましたら、戸外に出て働きたい位です。

御令嬢の學業に對する御心配し迄もなく、今後個人競爭の社會は如何に進歩しゆきますか、目下の經濟界の狀態、學歴偏重の弊害に鑑みて、上級學校の卒業生でもあまりに學歴を鼻にかけ、學歴に負けて、學校の成績は中或は其れ以下になります時があります。學歴は好みません。其の學がありましたら、戸外に出て働きたい位です。

情熱と方法

岡田槇子

人中に出ると、私は自由に口がきけない。話しかりといふよりでもなく、話しかるやうな年でもないのだが話せるに何處か發展なのだらうと思ふ。

ここに發音は當たなので、ゆゝ

赤ちやんの衣服

代用品を工夫しませう

日本女子大學校
家事科講師　氏家壽子

るものとしてフの駝ネル或は綿の洋服地で駝ネルに似た縫方の柔かなものなどに限つて、二枚合せて縫つて縫ひ目のないふ駝ネルに近い織物のあるものが出來ます。駝織ところどころおくる、駝織しもくづれません。目的にして

健康増強

八目鰻の精分を絞取つて精製した……搾り種の強壯劑！

のむだけで驚ろく吸收され、ビタミンを補ひ體質になり體力が增强する。體の疲勞がホトヽ驚異的に恢復する。

キヽメと服みよさの實驗に

試藥呈送

百錢ノ切手ニ本品ヲ配入上記本舗ヘ御申越次第ヤツメホルゲン一日分ト說明書ヲ無代發呈シマス

455錠入	1.50
1055錠入	3.00
3000錠入	8.00
10000錠入用	25.00 50.00

▼各藥店にある品目の藥は本舗へ直接御註文下さい。

▼代金引換は電話となりましたから御手數でも振替貯金で御送金願ます

東京市四谷區新宿二丁目十二番地
振替東京　番　あ七七番
電話四谷五四七三・四九二八番

やつめホルゲン本舗

ヘルるま染りさつあ

◎全國藥店に有り

●頭痛にノーシン●

至極手輕に　副流效すとも
美く發る。機、效を消さず保ら
日本室、洋裝何れにもピタリ服裝と髮毛劑

頑熱の秋です・漆もは身嗜みでそ

うよべ食を 良心圓

トツケスビ

○元來ビスケットは戰時の保存食・携帶食とし工夫されたものです
○だから安くて・うまくて・その上榮養の點では一番優れてゐる者です
○ビスケットは食糧新體制下に於ける國民食です

森永ビスケットは
○必要な時迄永く保存出來ます
○使用用途や生活環境に依つて合理的に種類が分けてあります
○榮養の點からも科學的合成食として農產物を生かして造られました

森永ビスケット

十回よりう・森永製菓株式會社

●高級美容液「ノニイ」新荷着
臺北市榮町　臺日運動用品

胃酸過多・胃潰瘍に
錠ンザモルノ

◇こんな場合◇
食後に胸がやける。心窩部にもたれ感があり、重苦しい。酸氣が出る、生水がこみ上げる。空腹時に胃が痛む。

右の樣な症狀があつたら胃酸過多症に陷つたものとみるべきで、こんな場合單に胃酸を中和して一時的に症狀を抑へる治療劑では到底徹底的の治療効果は期待し得ません。

病原に作用する
最新の治療劑

胃酸に荒された胃壁を保護すること、亢まつた胃液の分泌を抑制すること、余分な胃酸を吸收すること……この三作用が營まれて始めて原因的の治療効果が得られるわけです。ノルモザン錠は主劑分珪酸アルミニウムの作用により右の効果を發揮する習慣性のない最新の治療劑として廣んに賞用されます。

能効
胃酸過多、胃潰瘍、噯氣、胸やけ、生水、溜飮、胃カタル、胃痛、便秘、惡醉、宿醉、船暈、車暈に。

一日分(五〇錠)七日分(一圓)十五日分(二圓)
一月分(三圓五〇)二月分(五圓)藥店にもあり。

発賣元　大阪市道修町　武田長兵衛商店
關東代理店　東京市　小西新兵衛商店

武田發賣品

40(1)833

うなに夫丈が歯 慣習いよの夜

寢る前には齒を磨く事

●齒は中は口を開かせない齒の隙間や齒に少しでも齒の殘滓があると、醱酵して酸を出し、これが口中細菌の作用と相俟つて齒を蝕べき齒質を溶り出すのです。

●從つて齒質を硬化に變質するには夜寢る前に齒を磨くのが一番よく、この時この齒の隙間の殘滓となる口中の殘物、細菌を洗く除去して口腔外に排出させる科學的齒磨をもつライオン齒磨を御使用になれば理想的に一度に一度まで。

●丈夫な齒は健康の證です。どなたに限らず齒に齒を磨く良習慣を是非おつけ下さい。

ライオン齒磨本舗

16—191

今日此頃

今日此頃みるくあぶるくには、お冷をつけて下さい。髮が女茶をになります。ランランは泉油ん特に注意を拂つて作つて居ります。白もをりくゝ研究を重ねて居ります。「好みの高い」ことが今日でも變らぬランランの足許です。

クッキンランラ

曉の町 (52)

武田麟太郎作　林唯一畫

求婚の話（一）

しのように無関心を装ってるらしい同じ社の山崎に、まだ恋を出てからそんなにならない、恋しのいい青年であった。みんなに山崎坊やと呼ばれてゐるが、いかにもその愛称にふさはしかった。

月給日の夕方、筧女が戻らうとしてゐると、ビルディングの出口で出ひついて、

「――相馬君」

さう呼びとめた、黒米先生の姿とすれば、黒米しかおであるはずが、相馬の姓で呼ばれてゐるのは何か理由があるのであらう。

「――すぐ帰るの」

と、山崎は雨雲の下の暗い空気に突つこんでゐる。

「――ええ」

「――この頃は、昼食はもういいんだらう、一しよに御飯をつまあはないかい」

どうしようかと考へてゐるのに、

「かまはないんだらう、お客がかまはしの？」

「いいえ、そんなことはないけれど……」

ちやや、少し話もあるからと、画題の多い食堂へあがつた。

お酒ですか、おビールですかとたづねるのを、そうそれでは飲めないんだから、ビールを二本だけ持つてこうと言つて、

「――相馬君はいけるの」

「――まあかね」

あとは食べるものを五、六品ひつけた。

給仕が注文つて来た。山崎はコップにちやうど口をつけただけで退屈になつてゐる。

「お話つて何？」

世間ばなしの続きを出した。

「――西川さんて人よ、本所の方で時計工場をやつてるのよ、若いけれど利かやり手なつて話だわ」

「――ふうん、……いやに、君は好奇心が強つてるんだね」

と、山崎は少し淋しさうにした。

筧に話されたことは事実であつた。二、三度そんなことがあるが彼女は悪くなかつた。

「――で、その西川さんが、どうかしたんですか」

「――いや、相馬君があの男を好きだから、脈なんだい」

「――西川さんて人よ、本所の方で時計工場をやつてるのよ、若いけれど利かやり手なつて話だわ」

「――ふうん、……いやに、君は好奇心が強つてるんだね」

と、山崎は少し淋しさうにした。

筧に話されたことは事実であつた。二、三度そんなことがあるが彼女は悪くなかつた。

「――で、その西川さんが、どうかしたんですか」

「――いや、相馬君があの男を好きだから、脈なんだい、あれは、君

臺灣新報

本日夕刊共八頁

臺北市日新町二丁目十五番地　臺灣日日新報社　電話五局二三〇番

海鷲・衡陽を連續爆撃

100機十六日臨時】中支戰線航空部隊○○飛行大隊○○飛行隊○○飛行隊○○飛行

社說

中央協力會議への期待
外地も緊張意欲は伸したい

一

大政翼賛の國民運動が、擴充强化されるとしても、目下に於ける日本に於ける最大の課題は、東亞新秩序の建設にあることは勿論である。中央協力會議の設置は、この新秩序建設の爲の國民運動の一環として、その組織の擴充强化を圖るものであるが、從來の國民運動の缺陷を補ひ、その實踐力を强化するものでなければならぬことは勿論である。

二

今回の中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方委員をして中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

三

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

四

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

五

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

六

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

七

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

八

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

九

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

十

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

十一

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

十二

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

十三

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

十四

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

十五

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

十六

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

十七

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

十八

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

十九

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

二十

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

二十一

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

二十二

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

二十三

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

二十四

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

二十五

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

二十六

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

二十七

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

二十八

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

二十九

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

三十

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

三十一

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

三十二

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

三十三

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

三十四

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

三十五

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

三十六

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

三十七

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

三十八

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

三十九

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

四十

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

四十一

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

四十二

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

四十三

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

四十四

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

四十五

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

四十六

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

四十七

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

四十八

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

四十九

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

五十

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

五十一

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

五十二

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

五十三

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

五十四

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

五十五

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

五十六

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

五十七

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

五十八

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

五十九

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

六十

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

六十一

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

六十二

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

六十三

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

六十四

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

六十五

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

六十六

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

六十七

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

六十八

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

六十九

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

七十

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

七十一

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

七十二

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

七十三

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

七十四

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

七十五

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

七十六

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

七十七

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

七十八

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

七十九

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

八十

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

八十一

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

八十二

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

八十三

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

八十四

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

八十五

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

八十六

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

八十七

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

八十八

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

八十九

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

九十

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

九十一

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

九十二

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

九十三

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

九十四

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

九十五

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

九十六

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せんとするものである。

九十七

中央協力會議は、地方委員の設置を見ることを機として、從來の中央協力會議の機構を改め、相當その他擴充强化を圖り、中央の方針を地方委員に徹底せしめ、地方の實情を中央に反映せしめ、以て中央と地方との緊密なる連絡を圖り、中央の方針に基いて地方に於ける國民運動の指導に當らしめ、以て國民運動の實踐力を强化せん

時局下重任を擔ひ 長谷川總督着任

兩神社に正式參拜

"臺灣に骨を埋める積りで上陸した" 着任の總督第一聲

長谷川總督は十五日午前八時半基隆沖に碇泊中の船内で知事、高等官、警察部長、各部課長、上村軍司令官、井出參謀長、各部隊長、各官衙學校代表者等の敬禮を受けた後、内地人總代として臺北州知事齋藤朗氏、本島人總代として臺北州協議會員辜顯榮氏の歡迎の辭があつた。總督は之に對し左の如く答辭した。

【基隆十五日發】長谷川總督を乘せた總督船は十五日午前八時半基隆沖に入港した。時間前に入港した總督船は基隆港内を一巡した後、總督は船内で知事、高等官、警察部長、上村軍司令官、井出參謀長、各部隊長、各官衙學校代表者等の敬禮を受けた後、内地人總代として臺北州知事齋藤朗氏、本島人總代として臺北州協議會員辜顯榮氏が船内から總督を出迎へ、引續いて總督は船内で知事、高等官、警察部長、上村軍司令官、井出參謀長、各部隊長、各官衙學校代表者等の敬禮を受けた後、齋藤朗氏、辜顯榮氏が船内から總督を出迎へ、引續いて總督は船内で知事、高等官、警察部長、上村軍司令官、井出參謀長、各部隊長、各官衙學校代表者等の敬禮を受けた後、齋藤朗氏、辜顯榮氏の歡迎の辭があつた。

齋藤朗氏の歡迎の辭

臺灣の使命愈〻重大

齋藤朗氏は歡迎の辭として、閣下の臺灣に對する御抱負は夙に拜聽して居りますが、閣下の御就任は實に時局重大の際であります。南は南洋、南支方面に於ける我が國の使命愈〻重大を加へ、臺灣の地位は益〻重要性を加へて參りました。

臺日各地綜合版

公債は全部賣切れ
銃後の經濟力は盤石

【高雄電話】高雄州では國債の第十六回年割拂込を前に國債報國會を組織して各部落に國債報國會を結成し、一般國民に國債消化の趣旨を徹底せしめ、大和國民學校庭に於て高雄州國債報國會主催の國債消化に關する打合會を開催、四三名出席會した

米穀增産打合會

【高雄電話】高雄州では十二日午後一時より高雄州會議室に於て第二回米穀增産打合會を開催、出席者は官民六四名、會長は州知事・安藤利吉氏で、會則第六條に依り、會長の指名に依つて左の如く決定した

一、出席人員　官民九二、合計一七八
二、開會日時　十二月十二日午後一時
三、會議事項　一、增産計畫樹立ニ關スル件　二、增産實行ニ關スル件　三、其ノ他
四、會議ノ順序　會長ノ指名ニ依リ左ノ順序ニ依リ會議ヲ進行ス
五、會議ノ方法　一、會議ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス　二、可否同數ノ場合ハ會長ノ決スル所ニ依ル
六、會議ノ公開　會議ハ之ヲ公開ス
七、會議ノ記錄　會議ノ顚末ハ之ヲ記錄ス
八、會議ノ終了　會議ハ議事終了ト共ニ終了ス
九、本則ニ規定スルモノノ外會議ニ關シ必要ナル事項ハ會長之ヲ定ム

新高郡射撃會

新高郡射撃會は十四日午前十時より鎭江、其の成績左の如し

一等四十二點水越榮二郎三郎　二等四十一點水越榮二郎三郎　三等三十二點廻沼治郎、國廣榮吉　四等三十一點

組合員が連帶責任

嘉義で統制經濟懇談會

【嘉義電話】嘉義州産業課主催の統制經濟懇談會は十日午後一時より公會堂に於て開催された、出席者は州産業課長、市尹、各郡守、各街庄長、各組合長、各會社代表者、各銀行代表者、各新聞社代表者、各官署代表者、各學校代表者、各團體代表者、各官署代表者、各學校代表者、各團體代表者、各官署代表者、各學校代表者、各團體